



青少年の自然体験活動の推進方策と

少年自然の家キャンプ場の今後のあり方について(答申)

平成26年5月8日

木更津市社会教育委員会議

《 目 次 》

§はじめに	P 1
1 青少年の自然体験活動の意義について	
(1) 今なぜ青少年の自然体験活動なのか～子どもたちの現状と課題～	P 2
(2) 「生きる力」を育む体験活動～青少年の自然体験活動の意義と効果～	P 2
2 青少年の自然体験活動の推進方策	
(1) 青少年の自然体験活動の取り組みの現状と課題について	P 3
①社会教育における自然体験活動の現状と課題	
②学校教育における自然体験活動の現状と課題	
(2) 青少年の自然体験活動の今後の推進方策について	P 5
3 少年自然の家キャンプ場の今後のあり方	
(1) 少年自然の家キャンプ場の現状と課題について	P 7
(2) 少年自然の家キャンプ場の今後のあり方について	P 8
§おわりに	P 10

【参考資料】

§ はじめに

平成 25 年 8 月 24 日に木更津市教育委員会から社会教育委員会議に対し、「青少年の自然体験活動の推進方策と少年自然の家キャンプ場の今後のあり方について」の諮問が行われました。

諮問理由では、本市の「青少年の自然体験活動の中核施設である少年自然の家キャンプ場は、昭和 60 年 7 月にオープンして以降約 30 年が経過」し、「将来的なキャンプ場の改修や整備をどのように進めていくかが大きな課題」となっていることから、「青少年の健全育成を図る上での自然体験活動の意義や役割を再確認するとともに、今後の推進方策や施設のあり方について検討」することとされ、少年自然の家キャンプ場の今後のあり方についての検討が求められたところです。

本諮問を受け、社会教育委員会議では、少年自然の家キャンプ場の視察等を行うとともに、「社会教育委員会議答申案検討小委員会」を設置し、9 月 21 日から 6 回にわたる審議を行い、検討を進めてきました。

本答申は、少年自然の家キャンプ場が本市の自然体験活動の拠点として一層活用が図られるよう、青少年の自然体験活動の推進方策と少年自然の家キャンプ場の今後のあり方について提言するものです。

1 青少年の自然体験活動の意義について

(1) 今なぜ青少年の自然体験活動なのか～子どもたちの現状と課題～

○市街地開発等による身近な自然にふれあう機会の減少、ゲーム機やP C・携帯電話等の普及による外遊びの減少、手づくり体験の不足等々、社会環境の変化の中で、子どもたちの生活体験や社会体験・自然体験は大変脆弱なものとなっています。特に、直接見る、聴く、嗅ぐ、触ってみるといった、身体の手五感を使った直接的な体験が減少する中で、驚いたり感動したりという、子どもたちの“心”の動きそのものが失われつつあります。

また、子どもを取り巻く環境の変化だけでなく、親や周りの大人が先回りして子どもたちに自己規制を求めることで、子ども自身が自分の心を閉ざすケースも見られます。そうしたことが、人間関係づくりが苦手なことにも影響しているように思えます。

○時代と環境の変化の中で、かつて私たちが普通に経験してきたような様々な体験が、家庭や地域社会で次世代に継承されていない現状があります。そして、子どもたちに対して地域や大人が意図的・計画的に地域社会における様々な活動を体験させなければならない状況になっています。

○東日本大震災から多くの教訓を学びました。自然災害等に遭遇した際にも、今何が必要で、何をどう使うのかといった、自分の頭で考え、判断し、実際に行動できる能力、言わば“生き抜いていく力”を育てる必要があります、そのためには、日頃から自然体験の機会を増やしていく必要があります。

(2) 「生きる力」を育む体験活動～青少年の自然体験活動の意義と効果～

○平成 8 年の中央教育審議会答申¹⁾において、今後の教育の在り方について、ゆとりの中で子どもたちに「生きる力」を育むことが基本であり、「生きる力」は学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、社会全体で育てていくものとして、家庭や地域社会における教育力を充実していくことが提言されました。

○「生きる力」とは、「いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性である」とされています。

そして、「子どもたちに必要な『生きる力』は生きた知識の積み重ね、つまり様々な体験や活動を通じて子どもたちが主体的に考え試行錯誤しながら自ら解決を見いだしていくプロセスにおいてこそはぐくまれるものであり、そしてそこには子どもたちの心を

¹⁾ 中央教育審議会第 1 次答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」平成 8 年 7 月

揺さぶるような様々な体験、様々な人との関わりや交流が必要」²⁾だとされました。

○平成 25 年の中央教育審議会答申では、「体験活動は教育的効果が高く、幼少期から青年期まで多くの人とかかわりながら体験を積み重ねることにより、『社会を生き抜く力』として必要となる基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、想像力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠である」³⁾とされています。

○「体験活動」は、その内容に応じて、日常のお手伝いや年中行事などの「生活・文化体験活動」、自然とのふれあいなどの「自然体験活動」、ボランティア活動等の「社会体験活動」の3つに大きく分類されます。

中でも自然体験活動は、自然や生命への畏敬の念を育て、自然と調和して生きていくことの大切さを理解する貴重な機会となります。また、きまりや規律を守ること、友達と協力することなどの大切さや自ら実践し創造する態度を学ぶことができるなど、総合的な学習の機会となります。

○国立青少年教育振興機構が実施した調査⁴⁾では、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・職業意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲や関心等が高い傾向にあることが明らかになっています。また、本市の調査⁵⁾でも、子どもたちの「『ボランティア体験』、『子ども会行事参加体験』、『自然体験』等が多いほど『規範意識・優しさ・行動意欲』は育成される」との結果が出ています。

2 青少年の自然体験活動の推進方策

(1) 青少年の自然体験活動の取り組みの現状と課題について

① 社会教育における自然体験活動の現状と課題

○社会教育の分野における自然体験活動は、公民館や生涯学習課等の機関や青少年育成団体等の社会教育関係団体を通じて、様々な形で取り組まれています。⁶⁾

【公民館における取り組み】

「サタデースクール事業」として、工作・手づくり教室や自然体験活動、スポーツ

2) 生涯学習審議会答申「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」平成 11 年 6 月

3) 中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」平成 25 年 1 月

4) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書 平成 22 年 10 月

5) 木更津市中心の教育推進協議会「木更津市の子どもたちの規範意識・優しさ・行動意欲～木更津発 子どもたちの心育てるための提案～」平成 24 年 3 月

6) 事業内容の詳細については、巻末の参考資料参照。

活動などが各公民館ごとに実施されており、事業によっては、「青少年育成地区住民会議」との共催により地域の協力を得ながら取り組まれています。特に、自然体験活動としては、デイキャンプやキャンプ、自然観察会、ウォーキングなどが、夏休みを中心に実施されており、年間を通じた継続的な事業も取り組まれています。

【生涯学習課における取り組み】

少年自然の家キャンプ場を会場に、生き生き体験キャンプ、春・秋のキャンプ場利用促進事業（野外体験活動）、ユースボランティアのつどいやアフタースクールボランティアの研修活動、木更津市子ども会育成連絡協議会（以下、「市子連」という。）との共催によるキャンプ実技研修会等が実施されています。

また、ボーイスカウトとガールスカウトに野外体験活動促進事業が委託されているほか、子どもの居場所づくりとして「放課後子ども教室」が取り組まれており、波岡小学区では、ボランティア団体「ハックルベリー」によるプレーパーク活動⁷⁾が行われています。

【その他の関連事業】

青少年を対象にした自然体験活動以外にも、各公民館で開催されている「乳幼児家庭教育学級」や「親子の居場所づくり」の活動、子育て支援事業として実施されている「青空クラブ」等の活動や育児サークルの活動は、乳幼児期の子どもが自然にふれあう貴重な体験の場となっています。

○青少年対象の体験活動を中心とした事業は、平成 10 年代以降、青少年に“生きる力”を育むために、意図的、政策的に取り組まれてきたものです。特に、平成 13 年から青少年育成木更津市民会議に委託されている「生き生き子ども地域活動促進事業」は、これまでの情報交換中心であった地区住民会議を、青少年健全育成活動の運動体にしていくということからスタートしたものです。地域の関係団体や様々なボランティアと連携・協力しながら、通学合宿や“冒険活動”などが取り組まれ、ほとんどの地域で定着しており、本市の特色的な事業となっています。

また、その他の事業においても、地域の大人のサポートによって子どもたちの体験活動が継続され、大きな成果を挙げています。さらに、それらの活動に参加してきた子どもたちが、運営スタッフとして活躍している地区などもあり、持続可能な地域の関係が形成されつつある地域もあります。

なお、青年を対象にした事業については、事業の開催そのものが困難な状況であり、今後の大きな課題となっています。

○少年自然の家キャンプ場における事業については、「市子連」ジュニアリーダーやユースボランティア、アフタースクールボランティアの会メンバー等によって、飯盒炊さん

⁷⁾ 子どもがやりたい遊びをできるように、地域住民らが身近な野外などで環境を整えた「冒険遊び場」。(朝日新聞掲載「キーワード」の解説より)。

や竹工作・竹細工、キャンプファイヤーなど、野外活動の指導が行われています。しかし、今後、動植物等の生態観察、星空観察、「ツリークライミング」などの豊かな自然を生かした事業やプログラム、真里谷城跡⁸⁾の歴史的環境を生かしたメニューの企画・開発等が必要となっており、そうした事業を推進していくためには、指導者の養成や新たなボランティアグループの育成が課題となっています。

② 学校教育における自然体験活動の現状と課題

○学校教育法第31条では「小学校においては、(中略)教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」(中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用)とされており、また、学習指導要領では、「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」とされています。

○本市の教育委員会の重点目標の一つである「学習習慣の形成」のため、「体験学習推進事業の実施」が重点施策としてあげられ、校外学習やボランティア活動、自然体験学習を中心とした宿泊学習等が実施されています。また、干潟観察や米づくり体験等、自然や環境の分野の「総合的な学習」の中で自然体験活動が行われたり、「教育の森」がある波岡小学校や鎌足小学校では、日常的に自然とふれあう環境が整備されています。⁹⁾

なお、近年、“ゆとり教育”の見直しがされたことにより、授業時間数の確保等の課題から教育内容の精選が求められ、教育課程内で今以上に体験の機会を設けることには限界があることから、PTA活動や地域の諸団体の活動と連携した取り組みが、さらに必要になっています。

(2) 青少年の自然体験活動の今後の推進方策について

○本市教育の基本目標である、「ひとりの人間として自立し、こころ豊かな人間性と主体的な判断力をもつ青少年を育む」とともに、「確かな学力を備え、心身ともに健康で、『生きる力』を身につけた児童生徒を育む」ためには、幅広い体験活動が必要です。

本市は、豊かな自然に囲まれているにもかかわらず、必ずしも日常的に自然環境が子どもたちに生かされているとは言えません。郷土の自然だけでなく、人・歴史・文化とふれあう機会を増やすことにより、人と人の絆が深まり、郷土愛も芽生えてくるものと考えられます。

⁸⁾ 真里谷城は1456年武田信長が築いた山城。詳細については、巻末の参考資料参照。

⁹⁾ 事業内容の詳細については、巻末の参考資料参照。

○子どもたちが自然とふれあう楽しさを感じることができるようにするためには、乳幼児の早い時期から、外に出て実際に自然とふれあう体験を積み重ねることが不可欠です。そのためには、まず、自然体験活動の意義について乳幼児を持つ親に伝えていくことが大切です。そして、親子が戸外で一緒に遊ぶ機会を増やすほか、保育者や周囲の大人が、乳幼児の自然とふれあう体験を積極的に広げていくことが求められています。

○自然体験を通じて子どもたちに「生きる力」を育んでいくために、行政、学校、地域の青少年育成団体等がそれぞれ知恵を出し合い、工夫を凝らして、子どもたちに自然体験の様々なプログラムを実践しています。それらの活動をさらに充実させていくためには、関係行政機関や地域の公民館がリーダーシップを発揮し、学校、地域を巻き込み、一過性でなく積み重ねのある自然体験ができるような仕組みを考えて行くことが大切です。

○小中学生については、学校教育の教育課程の中における活動には限界があるため、地域の拠点である公民館を中心に社会教育活動の中で、自然体験活動を充実、発展させていくことが期待されます。干潟の自然観察会、身近な河川や里山におけるふれあい体験や動植物の調査等、公民館が中心となって地域の関係諸団体等と連携しながら地域の自然環境を生かした取り組みを継続的に展開していくことが重要です。そのためには、社会教育主事有資格者の増員も含めて、公民館の人的体制の充実を図っていくことが必要です。

○高校生や大学生、青年については、ユースボランティアの養成や成人式実行委員会等で少年自然の家キャンプ場を利用しているのが現状です。特に、小中学生の体験活動のためのボランティアスタッフとして役割が期待されており、それらの活動を発展させていくことはもちろん、青年の自立や交流等、青年自らの課題や活動についても取り組んでいく必要があります。

○今後の最も大きな課題は、青少年の体験活動を支える人づくりです。

まず、子どもたちだけでなく、最も身近なお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんも、子どもたちと一緒に体験できる機会や環境を整えることが第一歩です。そして、隣のおじちゃん、おばちゃんや周囲の大人たちにも幅広くボランティアを呼びかけるなど、青少年の体験活動を支える人の輪を広げていくことが大切です。また、地域にはたくさんの様々なノウハウを持っている“達人”がいます。そうした人たちを横につなげ、地域のネットワークづくりを図っていくことが重要です。公民館での学習活動によって得られた知識や経験、地域活動によって培われた人間関係は、大きな力を発揮します。

今後、学校支援ボランティアのような登録制度を設けるなど、どのように地域の協力者や指導者・リーダーを確保し、子どもたちに関わっていくのか、その仕組みや組織づ

くりを行っていく必要があります。そのためにも、地域の人と活動を“つなげ”“広め”“深めて”いく公民館の役割は重要です。

3 少年自然の家キャンプ場の今後のあり方

(1) 少年自然の家キャンプ場の現状と課題について

《施設の概要》

○少年自然の家キャンプ場¹⁰⁾は、昭和 60 年 7 月にオープンして以降約 30 年が経過し、施設の老朽化が著しくなっています。テントベース、キャビン、管理棟等の基本施設、給水ポンプ等の給排水設備、水銀灯等の電気設備、境界杭、物見塔等、ほとんどの施設・設備を、早急に改修・整備する必要があります。ただし、敷地が真里谷城跡にあることから、大規模な改修・整備にあたっては、文化財保護の視点からも検討する必要があります。

また、敷地の賃貸借契約が平成 27 年 3 月をもって満了となることから、今後の対応が求められています。

《利用状況》

○少年自然の家キャンプ場の利用状況は、ここ 10 年来、宿泊型の利用者は年間 1,000 人前後で推移していますが、オープン当時と比較すると、子ども会の団体利用が激減しています。また、学校の利用がほとんどみられません。一方、たけのこ祭りの開催によって利用者が大幅に増加しましたが、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により木更津産のたけのこから基準値を超える放射性物質が検出され出荷制限となったことをきっかけに事業が休止している状況となっています。

○敷地が真里谷城跡内にあるため、団体でバス見学ツアーを組んで来訪したり、個人で城跡を探訪したりする人もいますが、開設期間や管理体制の問題もあり、看板等を設置しているだけで、積極的に対応する体制にはなっていません。

○利用者のアンケート調査の結果によると、設備や自然環境、管理体制はおおむね良好であり、ほとんどが再利用を希望しています。しかし、トイレやシャワーの増設等、施設の充実を望む声もあります。

《管理運営等》

○少年自然の家キャンプ場の環境整備やオープン時の管理・運営は、敷地が真里谷城跡にあり、城山神社所有の土地を賃借していることから、地元の区民に業務委託を行ってきました。平成 19 年度から指定管理者制度の導入に伴い、「泉谷・市野々区」と指定管

¹⁰⁾ 施設の概要、利用状況等については、巻末の参考資料参照。

理契約を締結していますが、業務委託の内容とほぼ変わらないのが現状です。なお、同団体の法人化に伴い、名称は一般社団法人城山会に変更されています。

また、キャンプ場の受付及び使用許可、キャンプ場を利用した自然体験事業、施設整備事業は、教育委員会（生涯学習課・施設課）が担当しています。¹¹⁾

（２） 少年自然の家キャンプ場の今後のあり方について

○少年自然の家キャンプ場は、青少年が自然体験活動をするためには格好の施設です。木更津駅から約 20 kmの場所にあり市街地からの距離があることやＪＲ馬来田駅からの交通手段がないこと、キャンプ場としての施設・設備が旧式であること等のデメリットはありますが、お金と引き換えに手軽さや便利さが容易に手に入る世の中にあつて、意識的にある程度の不便さを体験しながら、自然を間近に体験することも必要です。何よりも豊かな自然環境の中で、青少年の自然体験活動を推進することができます。また、敷地内には、千畳敷や掘割、土塁等、中世の真里谷城跡の遺構もあり、自然体験活動以外の活用方策も検討することができます。

したがって、平成 27 年 3 月をもって満了となる敷地の賃貸借契約については、引き続きキャンプ場としての利用ができるよう契約を更新されることが望まれます。

なお、キャンプ場の利用を促進させ、運営等を活性化し、青少年の自然体験活動を充実・発展させていくためには、開場期間の拡大や施設の補修・整備、運営方法等の改善が望まれます。

《開場期間の拡大等による利用促進》

○現在の開場期間は、毎年 7 月の第 3 日曜日から 8 月 31 日となっていますが、キャンプ場の利用促進を図るため、3 月から 11 月ぐらいまでの期間の拡大が望まれます。ただし、運営のための経費も考慮し、平日等はデイキャンプに限定するなど、真里谷城跡の見学等に対応できるよう、柔軟な管理運営が求められます。

また、「少年」以外も市民の交流の場としてキャンプ場を利用できることをさらに積極的にＰＲし、利用促進を図っていかなければなりません。そのためには、施設に親しみやすい愛称やキャッチフレーズを考案するなどの検討も必要です。

《施設の補修・整備》

○テントベースや設備の改修等、現状のキャンプ場としての運営が維持できるよう最低限の補修・整備が早急に必要です。

そして、今後、集団的な自然体験活動を基本としながらも、家族や小グループ単位の利用も可能なよう、キャンプ場としての機能を充実させていくためには、当面、案内板の増設や老朽化のため撤去した物見台の再建設、トイレ・シャワーの増設、宿泊も可能

¹¹⁾ P3～5 2-(1)①社会教育における自然体験活動の現状と課題 参照。

なレクチャールーム(集会室)・ビジターセンター・ツリーハウスの新設等が望まれます。

○将来的には、学校教育の教育課程の中での利用も可能になるよう、雨天時のプログラムが可能な施設や青年の自主的な活動ができるセミナーハウスの建設、緊急な事故等に対応できるようなシステムの構築が必要です。さらに、総合的な付加価値のある青少年教育施設にしていくとともに、文化財としての真里谷城跡を活用していくためには、抜本的な施設の見直しを行う中で、発掘調査も含めて全面的な大規模改修工事が必要になると予想されます。

《管理・運営等》

○少年自然の家キャンプ場の利用が促進されるよう、施設のPRや事業の一層の充実が望まれますが、実態に即した管理・運営の改善が必要です。

当面、現状どおり、指定管理者である地元団体に城山神社や城跡の保全も含めて環境整備をしてもらう形でキャンプ場の管理・運営が継続されるのが基本ですが、将来的には、受付業務やPR等も含めてキャンプ場としての付加価値を高めるための事業も必要だと考えられます。当然、そのためには経費の増額等も必要になってきます。

《新たな活用方策》

○豊かな自然を生かし、オリエンテーリング、石がまのピザづくり、動植物等の生態観察会、星空観察、しいたけづくり、炭づくり、竹工作・竹細工、ツリーハウス、「ツリークライミング」など、創意工夫によって様々な事業やプログラムが可能です。また、真里谷城跡の歴史的環境を生かし、新たな発想で、歴史探訪ツアーや兜鎧づくり、古代食づくりなど、新たな学習メニューの企画をしていく必要があります。さらに、関連機関等と連携しながら、人間関係や社会との関係づくりが困難な若者を対象にした事業を展開していくことなども、今後、検討していく必要があります。

○市民との協働によって自然体験活動を拡充していくためには、現在の指定管理者である地元団体と一緒にあって、城山神社や真里谷城跡の保全に努めるとともに、自然体験活動の指導者やリーダーを育成していくことが重要です。そのためには、公民館等で学習した市民をボランティアとして積極的に活用するとともに、指導者やリーダーの養成講座等を開催する必要があります。

○少年自然の家キャンプ場と真里谷城跡を共存させていくためには、自然体験活動に精通し、郷土の歴史や文化にも深い理解がある独自のボランティアグループや団体を組織していく必要があります。こうしたキャンプ場を支える人づくりを推進していくためには、地域の自然・歴史・文化に根ざした学習活動を積み重ねるとともに、地域のさまざまな活動や人を横につなげていくことが不可欠であり、公民館を中心に社会教育に課せられた役割は非常に大きいものがあります。

§ おわりに

木更津の明日を担う青少年が「生きる力」を身につけ、伸び伸びと健やかに成長することは私たちの共通した願いです。

しかし、自分で課題を見つけ自ら解決していく能力、感動する心や柔らかな感性、生命や人権を尊重することができる倫理観やボランティアの精神、郷土愛などは、一朝一夕に身につけることはできません。そのためには、幼い子どもの頃から自然体験活動をはじめ豊かな体験を積み重ねることが必要であり、社会教育や学校教育などあらゆる機会を通じて地域ぐるみで青少年を育んでいくことが求められています。

木更津市教育委員会においては、本答申の趣旨を生かして、子どもから大人まで市民が気軽に自然にふれあい、自然体験を楽しめるような機会や環境を一層整備されることを望みます。特に、集団的な自然体験活動の場として、少年自然の家キャンプ場に期待されるものには大きいものがあります。さらに一層、キャンプ場の有効利用が図られるよう、開場期間の拡大や施設の補修・整備、運営方法等を改善されるとともに、ボランティアや指導者の充実等、キャンプ場を支える人づくりを積極的に進められることを重ねて要望します。

答申案検討小委員会



木教生学第206号

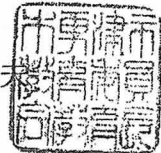
木更津市社会教育委員会議議長 蘇我 芳章 様

青少年の自然体験活動の推進方策と少年自然の家キャンプ場の今後のあり方について（諮問）

このことにつきまして、社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第17条第1項第2号の規定により、別紙理由を添えて諮問します。

平成25年8月24 日

木更津市教育委員会 教育長 初谷 幹夫



新編 興南

このことから、青少年の健全育成を図っていく上で、自然体験活動の意義や役割を再確認するとともに、今後の推進方策や施設のあり方について検討していくため、木更津市社会教育委員会議に諮問いたします。

- ・施設、利用状況、運営体制等の現状と課題
- ・少年自然の家キャンプ場の今後のあり方

木更津市社会教育委員会 答申案検討小委員会 会務報告

期 日	内 容	時 間	会 場
平成 25 年 8 月 24 日 (土)	平成 25 年度 社会教育委員委員会 第 2 回定例会 (諮問) 青少年の自然体験活動の推進方策と 少年自然の家キャンプ場の今後のあり方について (木教生学第 206 号) ○答申案検討小委員会の設置 ○キャンプ場の視察	13 : 30 ～16 : 00	富来田公民館 2 階 第 1・2 研修室
9 月 21 日 (土)	第 1 回答申案検討小委員会 ○委員長、副委員長選出 ○検討の進め方、検討の柱について	18 : 00 ～20 : 00	市民総合福祉会館 2 階第 2 会議室
10 月 22 日 (火)	第 2 回答申案検討小委員会 ○答申(案)の作成について ・検討の柱(1)～(2)について *キャンプ場関係資料の検討	18 : 30 ～21 : 00	中央公民館 3 階 第 2 講習室
11 月 19 日 (火)	第 3 回答申案検討小委員会 ○答申(案)の作成について ・検討の柱(3)について *学校教育課からヒアリング	18 : 30 ～21 : 00	中央公民館 3 階 第 2 講習室
12 月 24 日 (火)	第 4 回答申案検討小委員会 ○検討(案)の作成について ・目次の検討 ・答申骨子(素案)の検討	18 : 30 ～21 : 00	市民総合福祉会館 2 階教養室
平成 26 年 1 月 22 日 (火)	社会教育委員委員会 第 3 回定例会 ○答申(案)の検討について ・検討小委員会中間報告	15 : 30 ～17 : 30	木更津ビューホテル 会議室
2 月 25 日 (火)	第 5 回答申案検討小委員会 ○検討(案)の作成について ・検討(案)の検討	18 : 30 ～21 : 20	中央公民館 3 階 第 2 講習室
3 月 24 日 (月)	社会教育委員委員会 第 4 回定例会 ○検討(案)の作成について ・検討(案)の検討	14 : 30 ～16 : 30	市民総合福祉会館 2 階第 1・2 研修室
4 月 15 日 (火)	第 6 回答申案検討小委員会 ○検討(案)の作成について ・検討(案)の検討	18 : 30 ～21 : 00	中央公民館 3 階 第 2 講習室

期 日	内 容	時間	会 場
5 月 8 日 (木)	平成 26 年度 社会教育委員委員会議 第 1 回定例会 ○「答申」について ○木更津市教育委員会へ答申	15 : 00 ～17 : 00	市役所 6 階会議室

○答申案検討小委員会名簿

No.	委員構成	所属等	役 職	氏 名
1	学 校 教 育 の 関係者	木更津市小中学校長会		伊藤 孝
2	社 会 教 育 の 関係者	木更津市子ども会育成連絡協議会	委員長	榛澤 敦子
3		木更津市青少年相談員連絡協議会		大岩 宏之
4		木更津市 P T A 連絡協議会		鈴木 利典
5		木更津市立公民館運営審議会		青木 健
6	家庭教育の向 上に資する活 動を行う者並 びに学識経験 のある者	家庭教育		橋本 ミチ子
7		学識経験者		蘇我 芳章
8		学識経験者	副委員長	地曳 昭裕
9		学識経験者		石井 徳亮

木更津市社会教育委員名簿

資料（１８）

任期（平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

No.	委員 構成	所属等	役職	氏 名
1	学校教育の 関係者	木更津市小中学校長会		伊藤 孝
2		木更津総合高校	副議長	野中 洋子
3		清和大学短期大学部		平田 和世
4	社会教育の 関係者	木更津市子ども会育成連絡協議会		榛澤 敦子
5		木更津市青少年相談員連絡協議会		大岩 宏之
6		木更津市青少年補導員連絡協議会		宮崎 清
7		木更津市 P T A 連絡協議会		鈴木 利典
8		木更津市文化協会		宮崎 恵子
9		木更津ユネスコ協会		武田 正次
10		木更津市立公民館運営審議会		青木 健
11	家庭教育の向上に資する活動を行う者 並びに学識経験のある者	家庭教育		吉田 裕子
12		家庭教育		橋本 ミチ子
13		学識経験者	議 長	蘇我 芳章
14		学識経験者		李 程英
15		学識経験者		地曳 昭裕
16		学識経験者		内田 慎一郎
17		学識経験者		石村 比呂美
18		学識経験者	副議長	石井 徳亮